

## 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和7年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 処分を受けた事業者

#### (1) 名称

ヒラヌマ運輸株式会社

#### (2) 所在地

山口県山陽小野田市大字津布田1704番地の2

#### (3) 代表者

代表取締役 平沼 康行

### 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

### 3 処分の年月日

令和7年8月26日

### 4 処分の理由

ヒラヌマ運輸株式会社は、令和7年7月23日午前10時、山口地方裁判所宇部支部から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。